

# 宗像地区 事務組合だより

問い合わせ先：宗像地区事務組合総務課

住所：〒811-3507 福岡県宗像市多禮298番地  
Eメールアドレス：info@munakatajimu.or.jpTEL：62-0031 FAX：62-1970  
ホームページアドレス：http://www.munakatajimu.or.jp/

平成31年3月1日号



## 宗像地区事務組合って何をしているの？



皆さんは「宗像地区事務組合」をご存知ですか？

宗像地区事務組合は、宗像市・福津市の「水道事業」、「消防事業」、「急患センター事業」、「し尿処理事業」を行っており、皆さんの生活に深く密着した組織です。

宗像市と福津市は、お互いに協力し、4つの事業を一緒に行うことにより、効率的で、高い水準のサービスを市民に提供することを目的として、

宗像地区事務組合を設立しています。

宗像地区事務組合は、市や町と同じ地方公共団体で、議会も独自にあり、議会は宗像市と福津市それぞれの議員8人ずつ計16人で構成されており、4つの事業の予算や運営について審議を重ねています。

今回は、4つの事業の中でも特に皆さんの生活に関わりが深い「水道事業」について、Q&A方式でお伝えしていきたいと思います。

### 水道について

宗像地区の  
水道水はどこから  
きているの？

Q1



A1

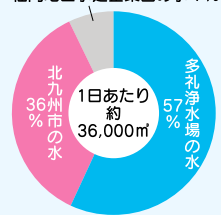
宗像地区（宗像市・福津市）の水道水には、

- ① 釣川の水を多礼浄水場で浄水処理したもの
- ② 北九州市でつくられた水道水を購入したもの
- ③ 福岡地区水道企業団でつくられた水道水を購入したもの があります。

多礼浄水場で水を作るだけでなく、なぜ北九州市や福岡地区水道企業団の水を購入するのでしょうか？

これは、複数の水道水を確保することで、漏水や災害時においても水道水の供給が見込めるほか、水道事業の運営にかかる費用も安く抑えることができるからです。

福岡地区水道企業団の水 7%



水道の供給元の割合（Q2関係）

宗像地区の  
水道水は1日に  
どのくらい  
使われているの？

Q2



宗像地区の  
水道水はどのように  
家庭に届けられて  
いるの？

Q3



A2

時期により変化しますが、約65,000世帯で1日に平均36,000m<sup>3</sup>（※およそプール100杯分）の水を使っています（1世帯平均で1日に約550リットル）。

そのうち約57%が多礼浄水場、36%が北九州市、7%が福岡地区水道企業団の水となっています。

※プール1杯分を360m<sup>3</sup>（縦25m×横12m×深さ1.2m）として計算しています。

A3

水道水は一度、宗像地区内にある12カ所の配水池に貯められます。

配水池とは高台に作られた大きなタンクのようなものです。配水池ごとに水道水の配水エリアを設け、それぞれの配水池から皆さんの家庭まで、自然の高低差を利用して水道水をお届けしています。

福岡地区水道企業団の水は畦町配水池に、北九州市の水は宗像市・福津市の一部の配水池（池田、大井、日の里高区、日の里低区、畦町配水池）に、多礼浄水場の水はそのほかの配水池（吉田、平等寺、自由ヶ丘高区、自由ヶ丘低区、東福岡、津屋崎高区、津屋崎低区）に貯められています。



Q4



宗像地区の  
水道水は  
安全なの？

A4

水道水は、水道法で定められた水質検査を定期的に実施していますので、安全です。

水源や浄水場、家庭の給水栓で、にごり（濁度）や色（色度）消毒の度合い（残留塩素）などを毎日検査しているほか、水道法に定められた水質基準項目51項目（大腸菌など）の検査を年4回（項目によっては月1回）実施しています。

水質検査の計画および検査結果は、ホームページで公表しています。

Q5



宗像地区の  
水道料金は  
高いの？

A5

宗像地区の水道料金の10m<sup>3</sup>当たりの金額は月額1,750円で県内50団体の22番目、20m<sup>3</sup>当たりの金額は月額4,018円で16番目の高さとなっています。自治体によって水道料金に差があるのは、水源の水質や水量、地形といった地理的な条件や、人口や浄水施設の規模などにも関係します。

水源の水量が豊富である、人口が多い、施設が効率的に作られているなどの場合は、水道料金が安くなる傾向があります。

Q6



水道事業は  
どうやって運営  
しているの？

A6

水道事業は主にみなさんからの水道料金で運営しています。集められた料金は浄水場の運転や漏水事故の修理、水道メーターの検計などの費用に使われます。また、水道施設を新しく建設したり配水管を入れ替えたりするための費用は、水道料金のほか、国などからの補助金や借入金等でまかなっています。

## おしらせ

### ●引越しの際の開始・中止の手続き

#### 転入の場合

- ① ホームページからの電子申請
- ② 宗像地区上下水道料金センターへの連絡
- ③ 使用開始届のはがきの郵送 いずれかの方法で行ってください。

#### 転出の場合

引越しの2～3日前（土・日曜日、祝日を除く。）までに、電話などで引越し日を宗像地区上下水道料金センターまでご連絡してください。

### ●新築の際の開始手続き

新築の場合、施工業者が水道開始手続きを代行するケースが多くみられますが、建売の場合などは念のために宗像地区上下水道料金センターまでご連絡ください。 ■問い合わせ先 宗像地区上下水道料金センター ☎(62)0026

### ●小規模貯水槽水道（受水槽の規模10m<sup>3</sup>以下）設置者の皆さまへ

マンションやビル、病院などの建築物に設置されている「小規模貯水槽水道」（受水槽の規模10m<sup>3</sup>以下）、の設置者は、年1回の清掃実施や水質検査の受検などが義務付けられています。水道法に基づく適正な管理をお願いします。

■問い合わせ先 宗像地区水道管理センター ☎(62)0975